

第二次山陽小野田市総合計画策定に関する基本方針について

1 策定の趣旨

本市では、平成20年度から10年間を計画期間とする第一次山陽小野田市総合計画に基づき、市の将来都市像である「人と出会い支え合い自然とふれあう活力ある住み良さ創造都市」の実現に向けて市政運営に取り組んでまいりました。

この間に、地方自治法が改正され、市町村における「基本構想」の法的な策定義務がなくなったことにより、総合計画の策定は各市町村の判断に委ねられることとなりました。

本市においては、今後、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来を背景とし、歳入面では生産年齢人口の減少とそれに伴う経済活動の縮小などにより、税収の減少が予想される一方、歳出面では高齢者の医療・介護に要する費用の増加、市民サービスの多様化、更には公共施設の維持・更新などにより従来どおりの市民サービスの提供が困難となることが予想されます。このような中、本市では、直面する課題について施策の重要性と優先性を検討し、限られた財源を有効に活用する計画的な市政運営を行っていかねばなりません。

こうした状況を踏まえ、「住み良い」まちづくりを進め、持続可能な地域社会を維持するためには、まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画として総合計画の策定が必要となります。また、本市では都市計画や福祉など個別の行政分野における計画が策定されていますが、これらを束ねて全体調整を図るためにも、最上位計画としての総合計画の位置づけは重要なものとなります。

よって、平成30年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として第二次山陽小野田市総合計画を策定することとします。

2 計画の構成

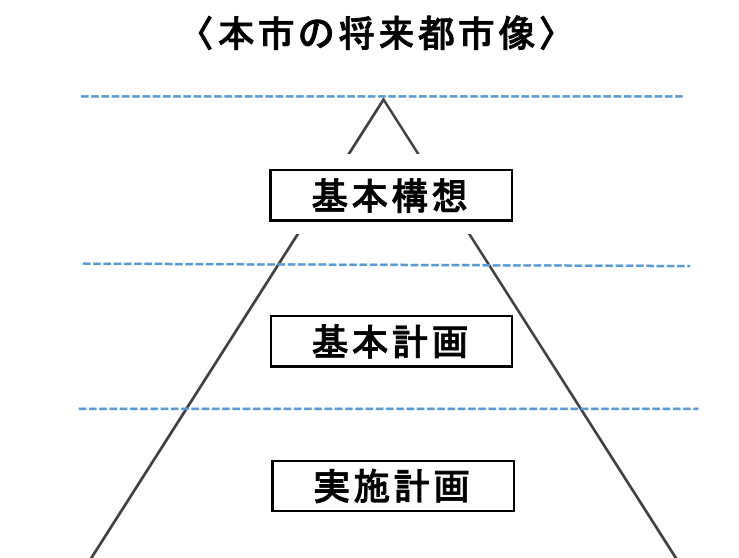
(1) 策定する計画

第二次山陽小野田市総合計画基本構想及び基本計画

(2) 総合計画の体系

第二次総合計画の体系は、市の将来像とそれを実現するためのまちづくりの基本理念及び基本目標を示す「基本構想」、基本目標のもとに実施する政策、具体的施策及び基本事業を示す「基本計画」、基本計画で示した施策体系の具体的取組として実施する事業を示す「実施計画」で構成します。

図 1



3 計画の期間

計画期間については、平成 7 2 年までを対象期間とした「山陽小野田市人口ビジョン」を踏まえつつ、少子高齢化、人口減少について長期的見通しに立った計画期間とします。さらに、各施策を短い期間で検証し、見直しを行うため基本計画を前期・中期・後期の 3 期で構成します。

また、市長マニフェストを総合計画に反映するために、市長選挙後の 1 年は計画の見直し期間とします。

① 基本構想（計画期間：平成 3 0 年度～平成 4 1 年度）

基本構想は、計画期間を 1 2 年間とします。

- ② 基本計画（計画期間：前期 平成30年度～平成33年度 中期 平成34年度～平成37年度 後期 平成38年度～平成41年度）

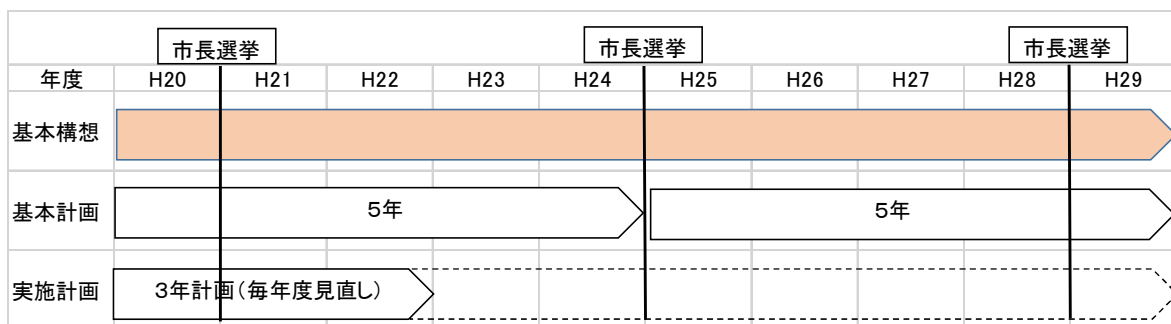
基本計画は、前期4年、中期4年、後期4年とします。

- ③ 実施計画

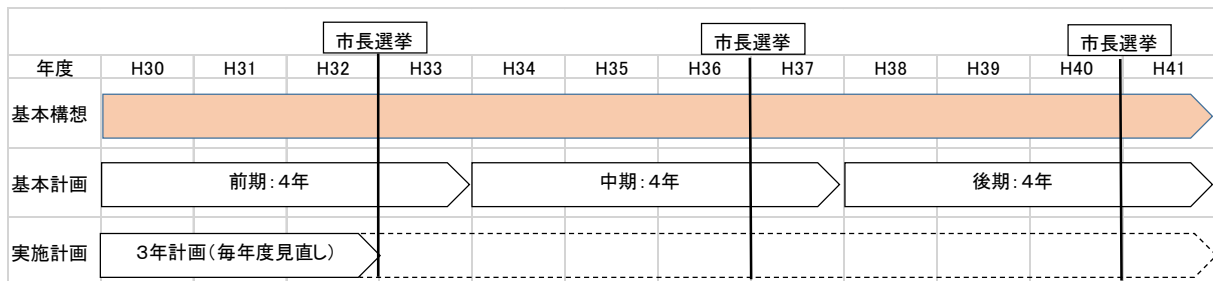
実施計画は計画期間を3年間とし、毎年度見直します。

図 2

○第一次山陽小野田市総合計画の計画期間



○第二次山陽小野田市総合計画の計画期間



4 計画策定の考え方

- (1) これまでの理想的で望ましい姿を追求する従来の総合計画から、より現実的で実効性のある総合計画とします。
- (2) 経営的な視点に立ち、財政計画と整合性を図りつつ、重点的に取り組むべき施策を示し、施策全体における優先度を明らかにします。
- (3) 市民にわかりやすい総合計画とします。
- (4) 多くの市民が計画策定に参加できる場を設定し、まちづくりの目標・課題・解決策といった情報を共有しながら、基本構想、基本計画の原案の作成に市民の意見を反映します。

(5) 平成27年度策定の山陽小野田市人口ビジョン及び山陽小野田市総合戦略との整合性を踏まえて策定します。

また、人口の推移は、市の活力に大きく関わるものであるため、総合計画においても人口ビジョンを踏まえ、人口増加のための施策を重点的に取り組むべき施策の一つとします。

5 策定上の取組

(1) 第一次総合計画に基づく取組の検証、総括

第一次総合計画を実施した取組の検証のため、担当課において59の施策ごとに「基本計画施策課題カルテ」を作成します。これにより、基本方針ごとに設定している目標指標の達成状況のほか、施策の状況も含めて検討します。

(2) 統計調査による現状分析

(3) 市民参画

① まちづくり市民会議の開催

- ・ワークショップ形式で実施します。
- ・構成は、公募市民、民間団体の代表、市の若手職員とします。

② 地域懇談会の開催

- ・市民を対象に自由参加とします。

③ 若者会議の開催

- ・ワークショップ形式で実施します。
- ・構成は、市内大学生、高校生とします。

④ 市民アンケートの実施

- ・市民アンケート調査（3,500人）
- ・中学2年生アンケート調査（564人）

※平成28年3月に実施済

⑤ パブリックコメントの実施

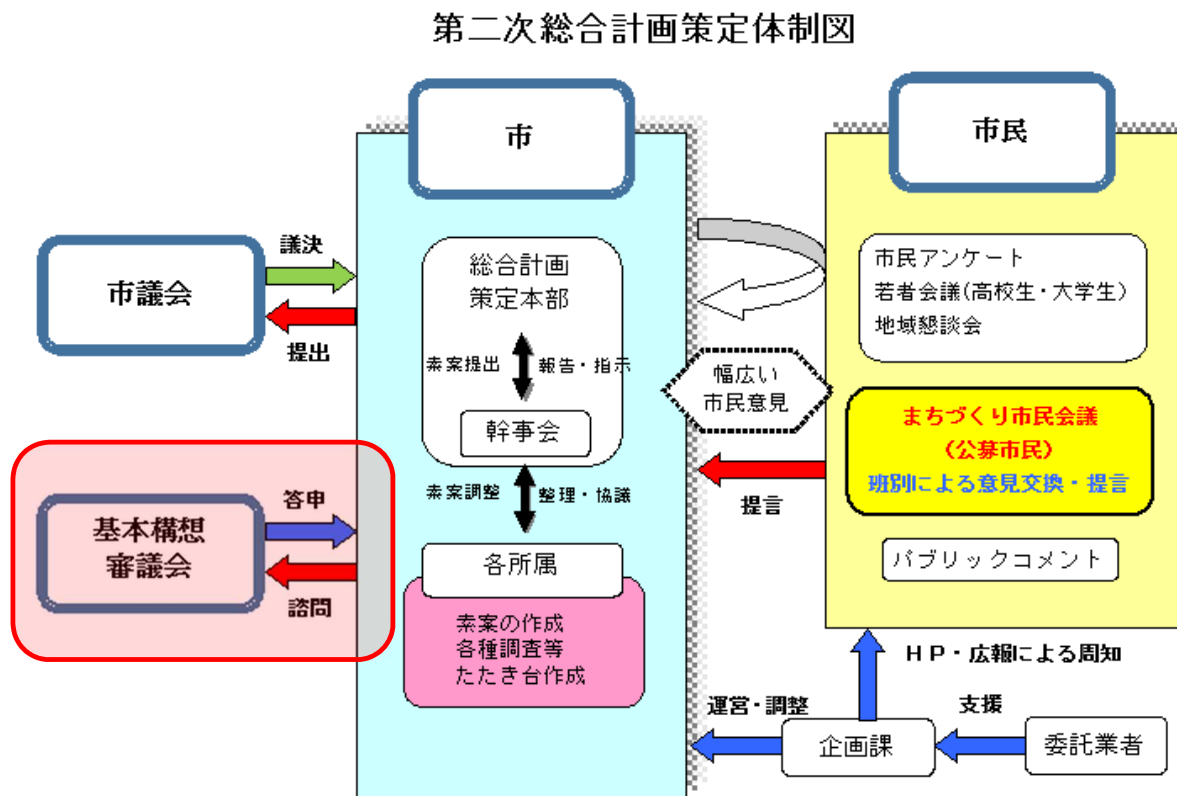
6 策定の体制

(1) 山陽小野田市基本構想審議会

市内で活動している団体の代表者や公募市民で構成する基本構想審議会において、市長が基本構想の策定に関して諮問し、審議会から答申を受けます。

(2) 庁内体制

- ① 市長を本部長とし、部長などで構成する総合計画策定本部を設置し、全庁体制で基本構想案及び基本計画案の策定に当たります。
- ② 策定本部に課長などで構成する幹事会を設置し、必要な情報又は資料の収集、整理を行い、計画素案の作成を行うとともに部局内、部局間の総合調整を行います。
- ③ 職員を集めて研修、協議の場を設けることで、総合計画の意義を理解し、計画行政と担当部署の位置づけを認識し、今後の市政運営について自ら考える職員を育てます。



7 策定スケジュール

総合計画は、平成28年度から29年度において策定するものとし、その詳細は下図のとおりです。

